業務委託仕様書

京都市立京都堀川音楽高等学校音楽ホール吊り天井対策基本計画等策定業務委託

令和８年１１月

京都市教育委員会

第１章　基本計画策定業務概要等

１　委託業務内容

京都市立京都堀川音楽高等学校音楽ホール吊り天井対策工事に関する基本計画の策定、発注方式の比較検討及び本市が決定する発注方式に応じた発注関係資料（設計施工一括発注方式を採用する場合の入札説明書（案）及び要求水準書（案）を含む。）の作成

２　委託期間

契約の日の翌日から令和９年１０月１５日まで

３　本業務の対象となる計画施設概要

本業務の対象施設は、京都市立京都堀川音楽高等学校音楽ホールとする。施設概要は次のとおりとする。なお、数値等は現状案に基づく参考値であり、受注者は本市からの貸与資料等と照合のうえ、必要な確認を行うこと。

項目	内容
施設名称	京都市立京都堀川音楽高等学校音楽ホール
施設所在地	京都市中京区油小路通御池押油小路町２３８−１
校舎延床面積	約１０，９４０㎡
ホール面積	約６４０㎡
客席数	約３００席
竣工年月日	平成２２年２月２８日

※仕様書別紙に図面及び写真を参考資料として添付している。

４　整備スケジュール

本業務において、発注方式ごとに、事業者選定、設計、工事施工、性能確認及び施設の供用再開までの事業スケジュールを検討する。具体的な発注方式、発注時期、設計期間及び工事時期は、本業務の検討結果を踏まえ、本市が決定する。

５　工事予算額

現時点では定めていない。本業務において、各工法の比較検討を行ったうえ、採用する改修工法等に係る概算事業費を算定すること。

６　施設整備に当たっての基本的な考え方

本業務は、音楽ホールの既存吊り天井について、建築基準関係法令等に基づく安全性の確保を図るとともに、音響性能、空調性能、照明機能及び施設運営への影響を総合的に検討し、今後実施する改修工事の基本方針を整理するものである。

また、学校施設として授業、演奏会及び各種行事に利用されていることから、施設利用への影響を最小限とした改修手法及び事業スケジュールを検討し、事業化の基礎資料となる基本計画を策定する。

採用する吊り天井対策工法及び改修範囲については、本市と十分協議を行い、安全性、法適合性、音響性能、経済性及び施工性等を考慮した実効性のある計画となるよう検討すること。

なお、本業務の検討結果を踏まえて本市が採用することとした吊り天井対策工法については、次期発注における原則的な技術条件とし、その実現に必要な要求性能、設計条件、施工条件及び確認方法等を整理する。設計施工一括発注方式を採用する場合は、これらを入札説明書（案）、要求水準書（案）その他必要な資料に反映する。

第２章　業務の範囲

１　既存施設調査

既存設計図書、構造図、構造計算書、設備図面、改修履歴、舞台設備図面及び音響関連資料等を確認するとともに、目視及び既存点検口からの天井裏調査等による現地調査を実施し、吊り天井の構成、支持方法、劣化状況、空調・照明設備等との干渉状況及び維持管理上の課題を把握すること。

２　施設利用実態調査

学校及び施設管理者等へのヒアリングを行い、授業、演奏会、学校行事、地域開放等の利用状況、利用上の課題及び工事可能期間を整理すること。

３　現況音響性能調査

音楽ホールの音響特性を把握するため、残響時間、空調設備騒音等について必要な測定を実施すること。測定項目、箇所、回数及び条件については、あらかじめ監督員と協議すること。

測定結果を踏まえ、改修後に維持すべき音響性能の要求値、許容範囲、測定条件及び判定方法を検討し、次期発注に必要な技術条件として整理すること。設計施工一括発注方式を採用する場合は、入札説明書（案）及び要求水準書（案）に反映すること。

４　吊り天井対策工法の比較検討

既存天井の法令上の位置付け及び適用される関係法令等を整理し、以下の工法を例として幅広く比較検討を行うこと。

⑴　既存吊り天井の落下防止措置
⑵　既存吊り天井の耐震化
⑶　準構造化
⑷　軽量天井化
⑸　直天井化
⑹　その他提案工法

各工法について、安全性、法適合性、音響性能への影響、空調性能への影響、意匠、維持管理性、概算工事費及び概算工期等を比較表に整理し、推奨工法及びその採用理由を提案すること。なお、落下防止措置と天井の耐震化については、対策の性格及び法令上の位置付けを区分して整理すること。

本市との協議を経て採用工法を決定し、当該工法について、安全性能、法適合性、構造上の検証方法及び施工品質の確認方法を整理すること。

５　空調設備改修計画

ホール用空調設備及び関連する熱源設備について、既存設備の状況を調査し、更新、オーバーホール及び既存設備の継続使用等の改修方法を比較検討すること。検討に当たっては、空調性能、設備騒音、省エネルギー性及び維持管理性等を考慮すること。

対象設備は、既存の吸収式冷温水発生機、エアハンドリングユニット（ホール用２台）及び冷却塔等を基本とする。アリーナ用エアハンドリングユニット（２台）については、共用設備との関連及び改修による影響を確認し、必要に応じて本市と協議のうえ検討範囲を調整すること。

また、改修後に必要な温湿度、設備騒音等の性能及び確認方法を検討すること。ダクト改修等については、音響性能への影響を十分検討すること。

６　照明設備改修計画

ホールの一般照明、舞台照明、調光設備、制御卓、誘導灯その他関連設備について、ＬＥＤ化を検討すること。また、必要な要求性能（照度・演色性・調光性能等）、確認方法（照度測定等）及び判定基準を整理し、必要に応じて次期デザインビルド発注に係る入札説明書（案）及び要求水準書（案）に反映すること。

７　施工計画の検討

搬出入計画、足場計画、仮設計画、安全対策及び学校運営との調整等について検討を行うこと。工事の施工方法及び施工範囲に応じて、仮設・施工計画図を作成すること。

８　事業スケジュールの検討

学校の利用実態を踏まえ、授業への影響、ホールの利用制限期間、工期及びコスト等を比較検討し、施設利用制限期間の最小化を図ること。

また、設計、施工、検査及び供用再開までの事業全体のスケジュールを整理し、発注方式による差異及び留意点を明らかにして、比較できる工程表の形でとりまとめること。本市が発注方式を決定した後は、決定した方式に基づく事業スケジュールの詳細を作成すること。

９　概算事業費の算定

採用する改修工法等について、建築工事、設備工事、仮設工事、音響対策工事、設計費、工事監理費、性能検証費及び諸経費等を含む概算事業費を算定すること。なお、算定の根拠となる数量、単価及び条件等を明示すること。

１０　基本計画の取りまとめ

上記の検討結果を踏まえ、推奨工法及び採用理由、音響性能・空調性能の維持方針、照明設備の改修方針、概算事業費、想定工期、事業スケジュール及び今後の設計方針等を報告書として取りまとめること。

また、吊り天井の改修範囲図、断面・構成概略図、空調・照明設備の改修範囲図、仮設・施工計画図等を作成すること。図面は基本計画の水準とし、詳細設計図及び施工図は本業務に含まない。

１１　発注方式の比較検討及び次期発注条件の整理

次期発注について、設計施工一括発注方式その他の発注方式を比較検討し、各方式の特徴、課題及び事業者の参入可能性等を整理して、発注方式比較検討書としてまとめる。あわせて、設計、施工及び検査の業務範囲、施工条件、本市と事業者との役割分担、既存条件の確認及び工法の変更手続等、発注に必要な技術的条件を整理すること。

１２　次期発注に係る資料の作成

本市が決定した発注方式に応じ、本業務で決定した吊り天井対策工法、適用法令、安全性能、音響性能、空調・照明性能、施工条件、性能確認方法及び検査方法等を整理した発注関係資料を作成すること。なお、設計施工一括発注方式を採用する場合は、入札説明書（案）及び要求水準書（案）を作成すること。

設計施工一括発注方式を採用する場合に作成する要求水準書（案）には、改修後の音響性能がデザインビルド事業者の設計又は施工に起因して要求水準を満たさない場合における、当該事業者の責任による原因調査、是正及び再確認に関する条件を整理すること。また、基本計画において選定した工法の変更は原則として認めないものとし、法令上又は技術上の理由等により変更が必要となる場合は、本市との協議及び承諾を要する手続を整理すること。

このほか、発注用参考図、工法比較表、現況測定結果、概算事業費及び事業スケジュール等の関連技術資料を作成すること。

第３章　業務の実施

１　業務の着手

受注者は、契約締結後１４日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために、発注者の置く監督員との打合せを開始することをいう。

２　業務条件

受注者は、次の条件を遵守すること。

⑴　第１章の内容、第２章の業務の範囲、適用基準図書及び別紙の各資料に基づき、業務を行うものとする。
⑵　監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な基本計画策定方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
⑶　各種関係法令及び基準等を遵守する。
⑷　業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
⑸　受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。また、工事費の算定においては根拠を明らかにすること。
⑹　受注者から引渡しを受けた成果品に関する一切の権利は、本市に帰属する。
⑺　建築、電気、機械の各計画や計算書その他説明書等に相違がないように精査する。
⑻　管理技術者は、建築、電気、機械の全てについて、常に進捗状況を把握し、提出した業務工程表に示した工程を厳守すること。万一遅れが生じる場合は、その理由と修正した業務工程表を書面で提出し、履行期間を厳守すること。

３　電子納品

⑴　本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、成果物の全てとする。
⑵　図面等をＣＡＤにより作成する際は、建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル２を満足すること。
⑶　電子納品の成果物は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）で正・副各１部（計２部）提出する。
⑷　電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。
⑸　その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、監督員と受注者で協議のうえ決定する。

４　適用基準等

業務の遂行に当たっては、第３章２の業務条件、第３章１１の貸与品等によるほか、次の内容が記載された国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省住宅局建築指導課、その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

⑴　建築
ア　設計指針に関するもの
イ　設計図書作成に関するもの
ウ　各部設計の指針に関するもの
エ　設計図書の一部として作成されているもの
オ　積算に関するもの
カ　その他
（ア～カの詳細は、別表３「適用基準図書の一覧」による。）

⑵　設備
ア　設計指針に関するもの
イ　設計図書作成に関するもの
ウ　設計図書の一部として作成されているもの
エ　積算に関するもの
オ　その他
（ア～オの詳細は、別表３「適用基準図書の一覧」による。）

５　特殊な工法等

受注者は、特殊な工法、材料及び製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ監督員と協議し、承諾を受けること。

６　提出書類等

⑴　受注者は、契約締結後、次の書面を速やかに提出しなければならない。

ア　業務工程表　１部

イ　管理技術者等届（経歴書を含む。）　１部

ウ　協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿　１部

エ　その他監督員が必要に応じ指示するもの

⑵　受注者は、業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。

ア　完了通知書　１部

イ　成果物納入届　１部

ウ　請求書　１部

エ　その他監督員が必要に応じ指示するもの

⑶　受注者は、その他発注者の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

７　再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第１１条第１項に規定する主たる部分は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分とする。

８　特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

９　監督員

⑴　契約書第１４条第２項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

⑵　本業務の監督員は、京都市都市計画局公共建築部の技術支援に基づき、京都市教育委員会事務局職員（専門主事及び担当職員）が行う。

10　管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定

本業務に当たっては、管理技術者、計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）、電気計画策定担当者、機械計画策定担当者及び音響計画策定担当者（以下「管理技術者等」という。）を選定し、その者の下に行わなければならない。また、管理技術者等については、書面により届け出て、本市の承諾を得るものとする。

なお、管理技術者等の資格要件は、下記によるものとする。

⑴　管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて本市に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、自社の社員から選定するほか、基本計画において建築・電気・機械の計画趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後５年以上の実務経験を有する者でなければならない。また、管理技術者は、下記⑵アに掲げる計画策定担当主任技術者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当であると本市が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

⑵　受注者は、次に掲げる計画策定担当主任技術者、電気計画策定担当者、機械計画策定担当者及び音響計画策定担当者を選定しなければならない。また、計画策定担当主任技術者は、自社の社員か

ら選定しなければならない。ただし、電気計画策定担当者、機械計画策定担当者及び音響計画策定担当者は、自社又は協力事務所の社員から選定することができる。

なお、業務履行期間中において、同担当者が業務を担当するに当たり、著しく不適当であると本市が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

ア　計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）（次の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者）

(ｱ) １級建築士資格取得後２年以上の建築設計実務経験を有する者

(ｲ) ２級建築士資格取得後７年以上の建築設計実務経験を有する者

(ｳ) 大学(専門課程)卒業後５年以上の建築設計実務経験を有する者

(ｴ) 上記(ｱ)～(ｳ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

イ　電気計画策定担当者（次の(ｱ)～(ｷ)のいずれかに該当する者）

(ｱ) 設備設計１級建築士又は建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者

(ｲ) １級建築士資格取得後５年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ｳ) １級電気工事施工管理技士資格取得後３年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ｴ) 電気主任技術者資格取得後３年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ｵ) 大学(専門課程)卒業後５年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ｶ) 高等学校(専門課程)卒業後８年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ｷ) 上記(ｱ)～(ｶ)のいずれかのものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ウ　機械計画策定担当者（次の(ｱ)～(ｷ)のいずれかに該当する者）

(ｱ) 設備設計１級建築士又は建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者

(ｲ) １級建築士資格取得後５年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(ｳ) １級管工事施工管理技士資格取得後３年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(ｴ) 空調衛生工学会の設備士資格取得後３年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(ｵ) 大学(専門課程)卒業後５年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(ｶ) 高等学校(専門課程)卒業後８年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(ｷ) 上記(ｱ)～(ｶ)のいずれかのものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

エ　音響計画策定担当者（次の(ｱ)～(ｲ)のいずれかに該当する者上記イ、ウとの兼任を妨げない。）

(ｱ) 劇場、音楽ホール、講堂、体育館その他これらに類する施設において、音響設備に関する計画又は設計業務について十分な実務経験を有し、当該分野に関する専門的知識を有する者

(ｲ) 上記(ｱ)と同等以上の専門的知識及び実務経験を有すると認められる者

11　貸与品等

契約書第２１条第１項に定める貸与品等は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
既存図面（本市にて保管分のみ）	1	教育環境整備室	受注時	業務完了時
計画通知､検査済証及び各種許認可申請書の副本(本市にて保管分のみ)	1			
建築基準法第１２条に基づく定期点検報告書	1			
消防設備点検報告書	1			
耐震診断結果報告書	1			
自家用電気工作物点検報告書	1			
受水槽・高架水槽の水質及び外観検査報告書	1			

12　支払条件

委託料は以下の条件で支払う。ただし、前払金の支払いは、受注者からの請求に基づき支払う。なお、部分引渡しに係る委託料の支払いは行わない。

⑴　前払金

委託料の３０％以内とする。

⑵　部分払

部分払は行わない。

⑶　完了払
　　完了後に支払う。

13　部外折衝等

⑴　受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握するとともに、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。

⑵　受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督員に書面により報告し、その指示に従い処理する。また、必要な申請業務は、受注者が行うものとする。

14　打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度、監督員に提出するものとする。業務終了時には、全ての記録をファイルにまとめ提出する。

15　条件変更等

受注者は、契約書第２３条第１項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

16　一時中止

本市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第２５条第２項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

17　履行期間の変更

受注者は、契約書第２８条第１項の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

18　修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第３７条第５項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、検査員（検査担当主事）の指示に従うものとする。

19　成果物

⑴　成果物の図面は、原則として第２原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場合は、監督員の承諾のうえ、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。

⑵　引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権も、本市に無償で譲渡する。

⑶　業務完了後１０年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

⑷　設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、ＪＩＳ規格及びＪＡＳ規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。

ア　原則、記載する製造者数は３者以上とし、記載した製造者の少なくとも１者以上の型番等を記載する。

イ　製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

⑸　受注者は、次項に部分引渡しの指定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

⑹　次期発注及びその後の設計又は施工を進めるうえで、準拠基準に適合しないなど成果物に不備が

あると認められたときは、受注者の負担により、責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。また、成果物から判断しがたい事由について、本市から受注者に対し、質疑等を行った場合は、誠意を持って速やかに対応すること。

20　検査及び引渡し

⑴　業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者の業務完了通知が提出された後、検査員（検査担当主事）が決定する。

⑵　受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。

⑶ 前号の検査は、受注者の立会いのうえ、次に掲げる事項について行うものとする。

ア　成果物の検査

イ　業務管理状況の検査（業務の状況について打合せ記録等により検査を行う。）

⑷ 受注者が引き渡す成果物は、別表２「基本計画引渡し成果物」の該当欄に〇印のある成果物とする。

21　引渡し前における成果物の使用

本市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第３９条第１項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

22　その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。

23　問合せ

京都市教育委員会事務局教育環境整備室（担当：菅野、今井）

電　話　０７５－２２２－３７９６

ＦＡＸ　０７５－２５６－３９４７

仕様書別紙

音楽ホール天井裏（１）



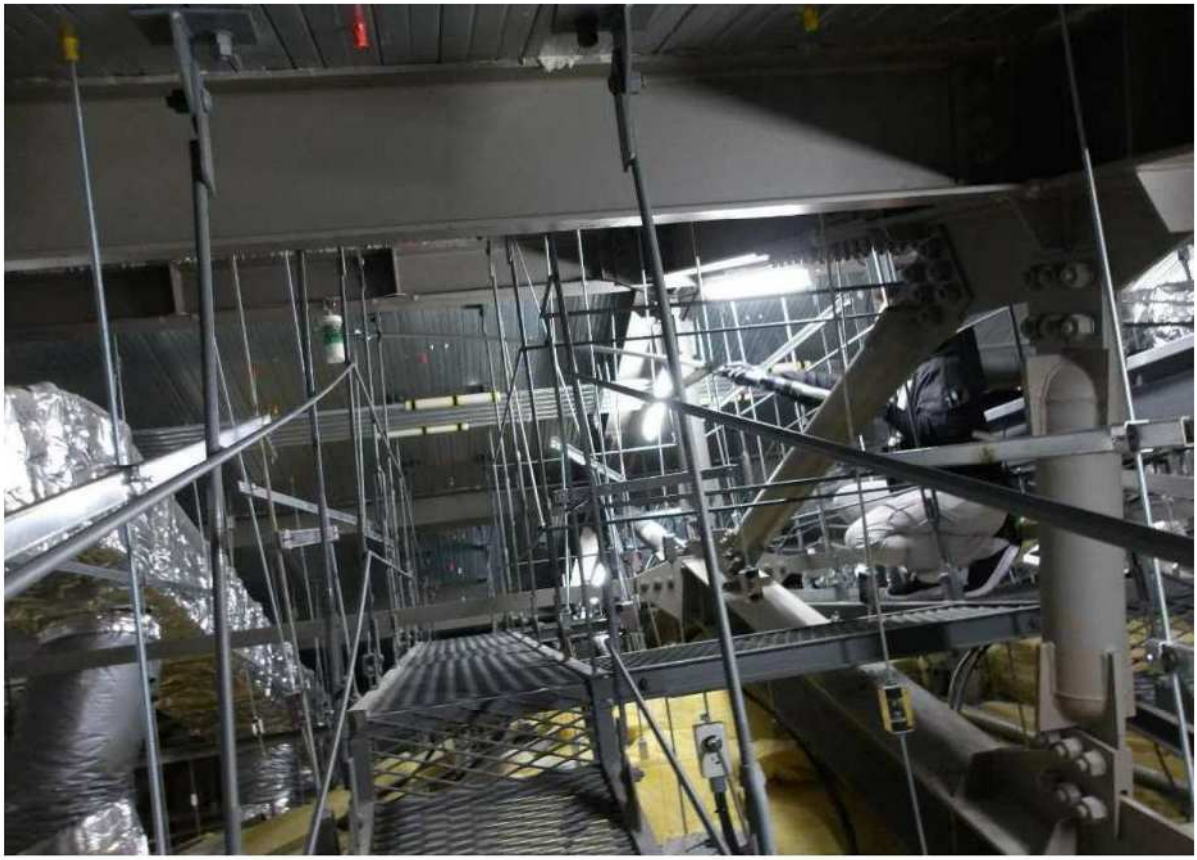


音楽ホール　天井裏（２）





音楽ホール　天井裏（３）

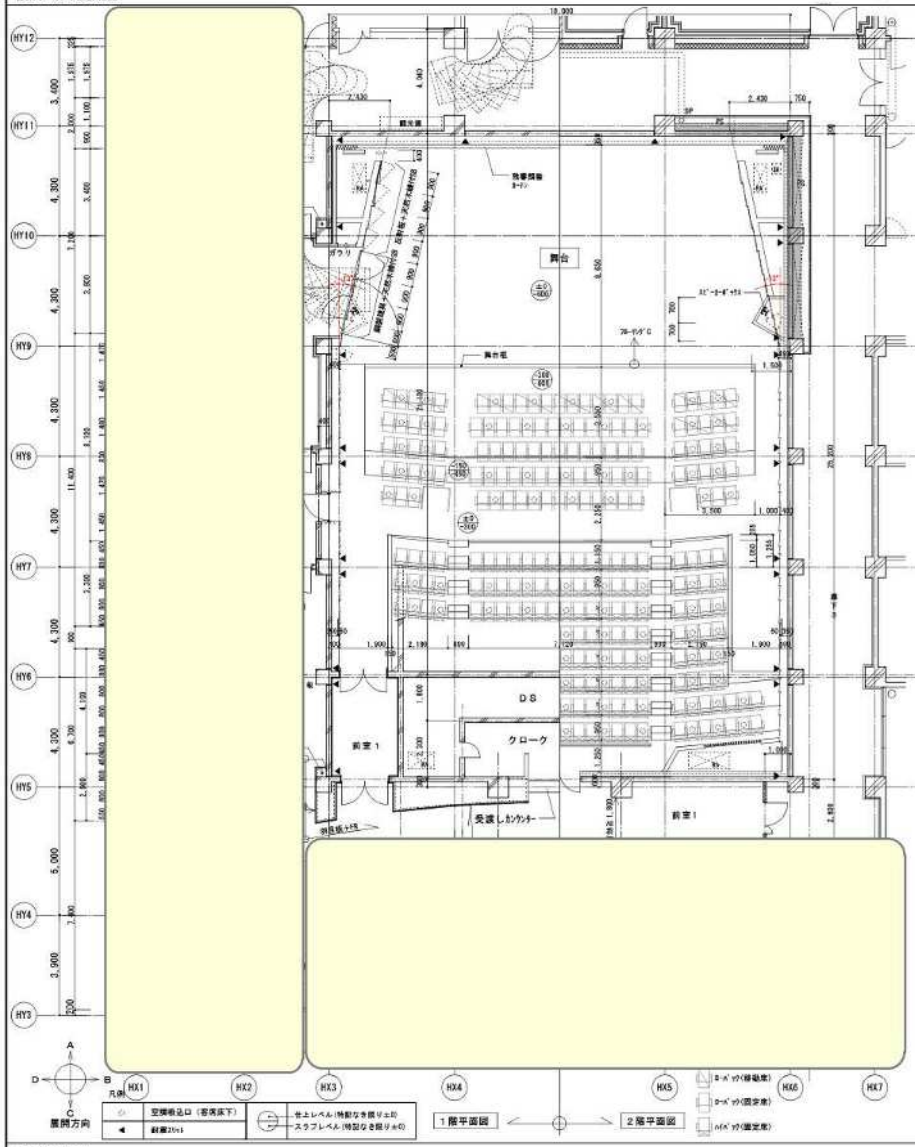




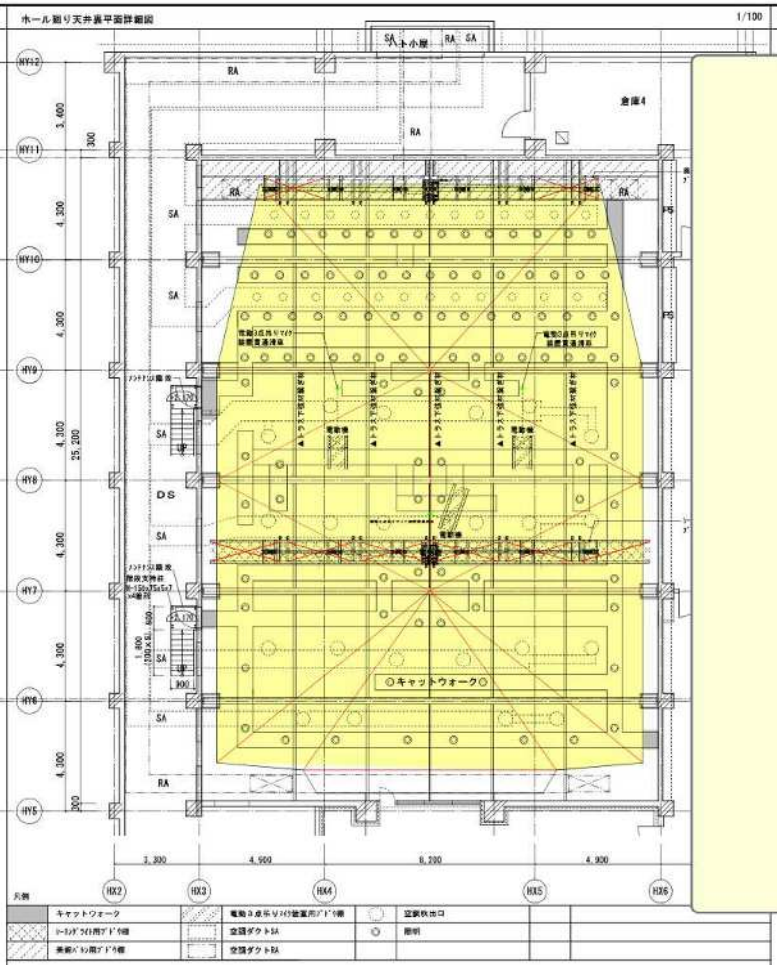


＜天井と壁の取合い部分＞

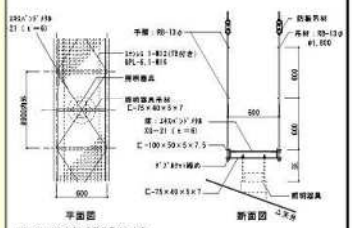
音楽ホール平面詳細図 1/100



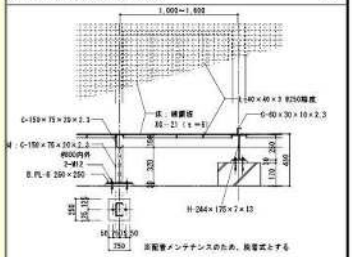
ホール廻り天井裏平面詳細図 1/100



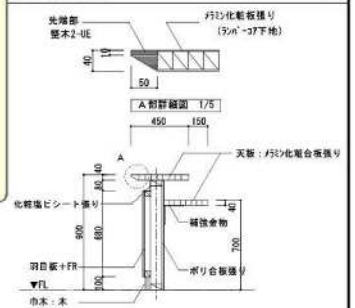
キャットウォーク詳細図 1/30



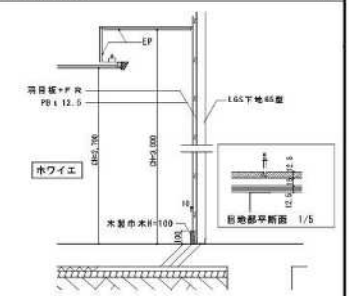
集室 メンテナンス用架台詳細図 1/30



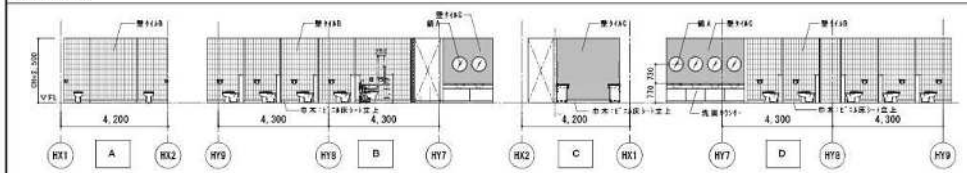
渡しカウンター詳細図 1/20



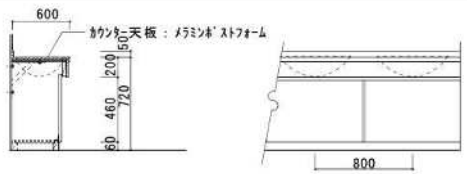
ホワイエR壁詳細図 1/20



観客用WC展開図 1/100



洗面カウンター詳細図 1/20



＜凡例＞
：施工範囲を表す。
：床面積　453㎡
：天井高さ　5.7m～12.5m
：天井構成材重量　約32kg/程度

作成年月日	-	-
第1回	-	-
第2回	-	-
第3回	-	-
第4回	-	-

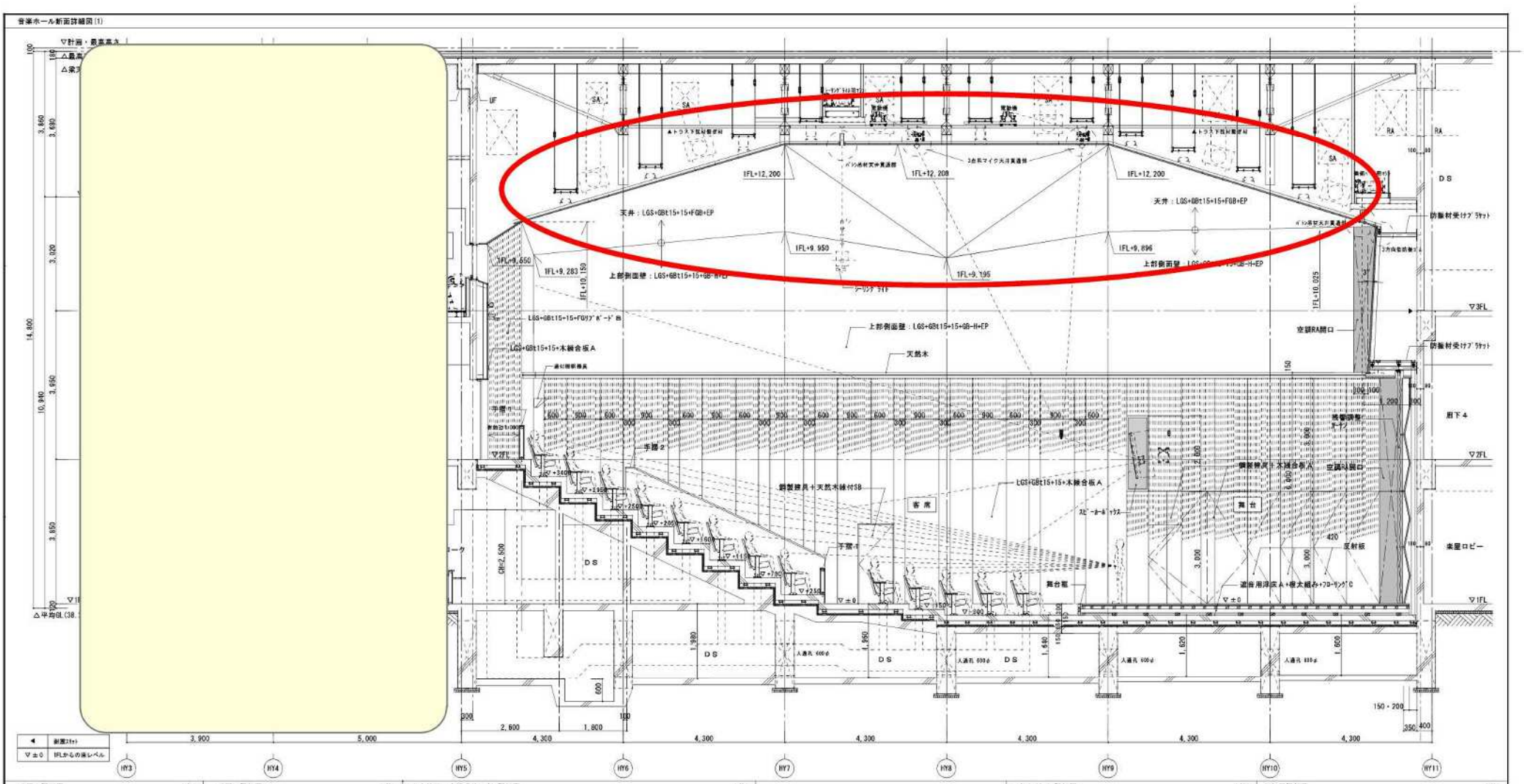
工事名称 京都市立音楽高等学校移転整備事業

図面名称 【音高・ホール棟】ホール廻り詳細図（1）

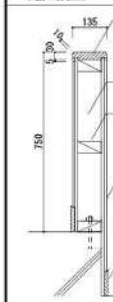
縮尺 A1 1:100 A3 1:50

図面NO. A－18

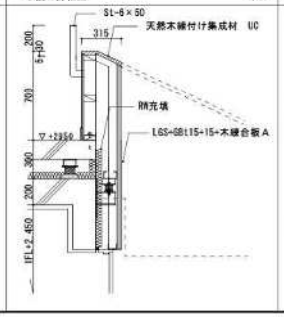
音楽ホール断面詳細図(1)



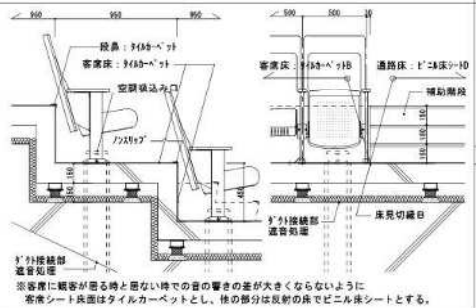
手摺1 詳細図 1/10



手摺2 詳細図 1/20

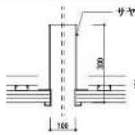


客席椅子、空調吸込口部 詳細図 1/20



※客席に観客が居る時と居ない時での音の響きの差が大きくならないように
客席シート表面はタイルカーペットとし、他の部分は反射の床でビニル床シートとする。

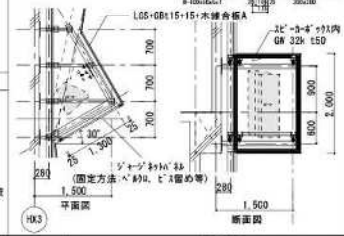
バトン吊り材天井貫通部詳細図 1/10



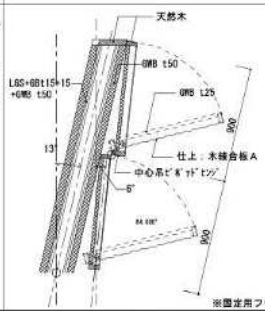
※天井を貫通するバトンや三点吊マイクのワイヤー穴にはサヤ管を設け遮音対策を講じる。

スピーカーボックス詳細図 1/20

※1 スピーカーボックスを躯体に支持させる場合は必ず防振措置を行い躯体からの放射音を防ぐこと。
※2 スピーカーボックス内にスピーカー(40kg)を吊ることができる構造とする。



反射面詳細図 1/20



※固定用フランス落とし付

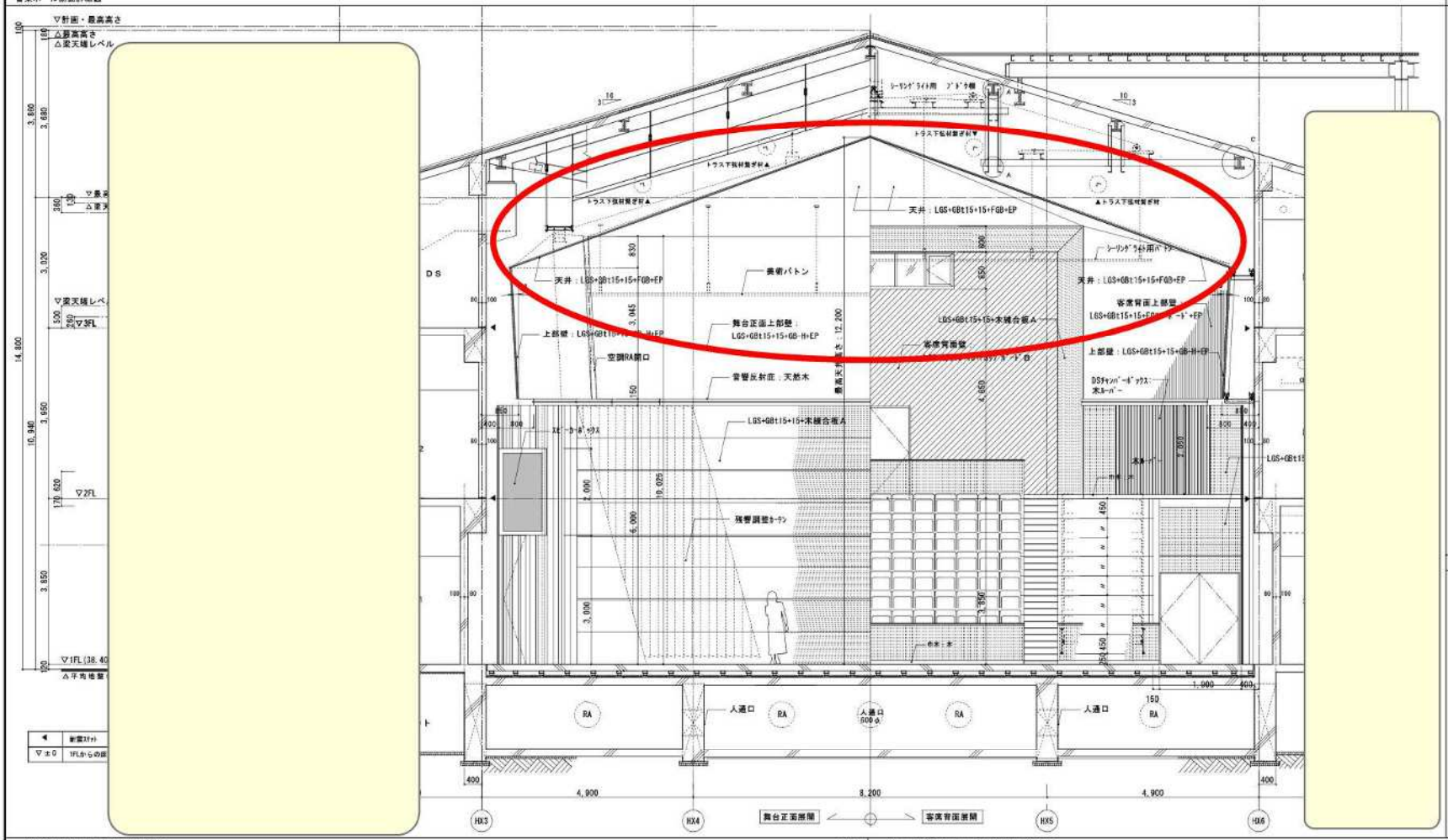
作成年月日	-
第 1 回	-
第 2 回	-
第 3 回	-
第 4 回	-

工事名称 京都市立音楽高等学校移転整備事業

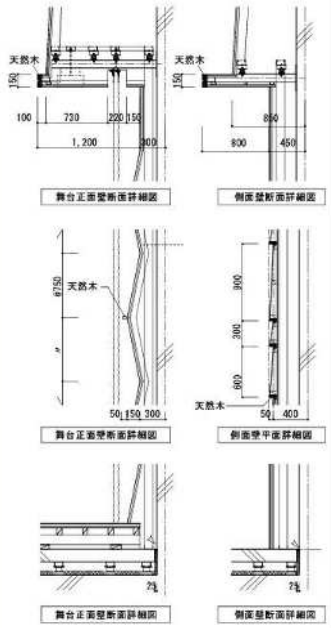
図面名称 【音高・ホール棟】ホール廻り詳細図（2） 縮尺 A1 1:50 A3 1:100

図面NO. A−19

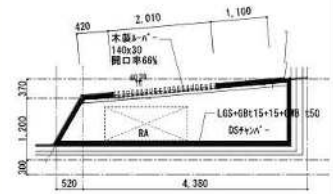
音楽ホール断面詳細図



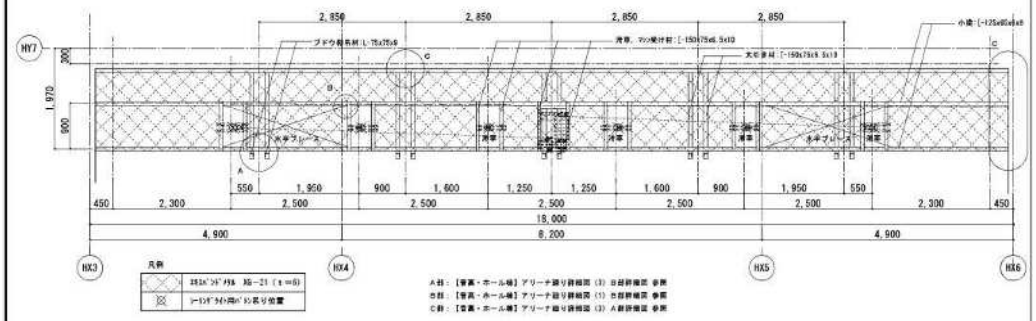
壁詳細図 1/30



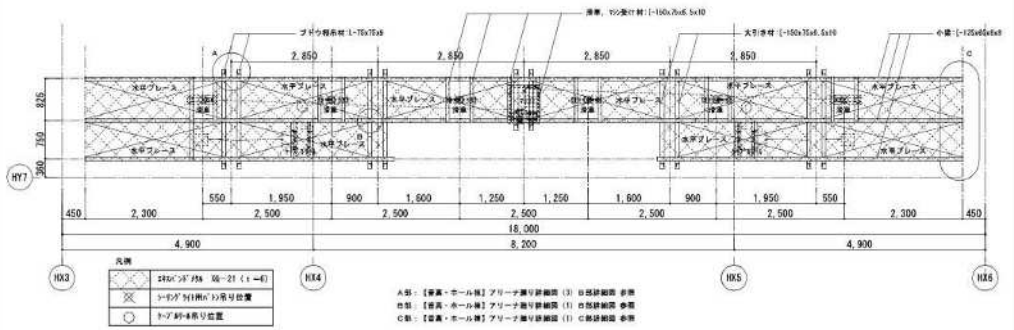
DSルーバー詳細図



美術バトン用 ブドウ棚平面詳細図 1/50

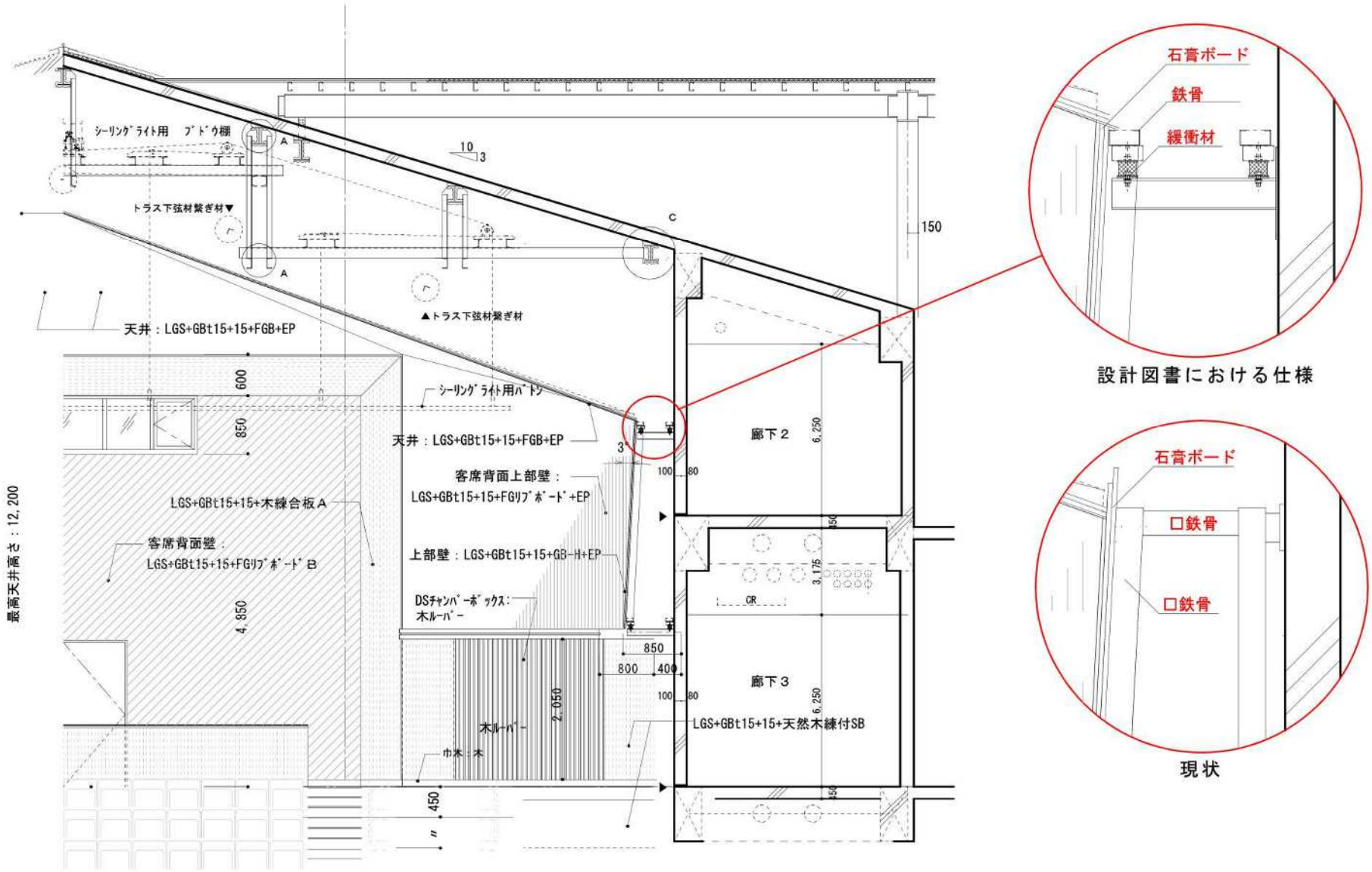


シーリングライト用 ブドウ棚平面詳細図 1/50



作成年月日	- -	
第 1 回	- -	
第 2 回	- -	
第 3 回	- -	
第 4 回	- -	

工事名称	京都市立音楽高等学校移転整備事業
図面名称	ホール廻り詳細図（3）
縮尺	A1 1:100 A3 1:500
図面NO.	A－20



設計図書における仕様

現状

【資料（４）】

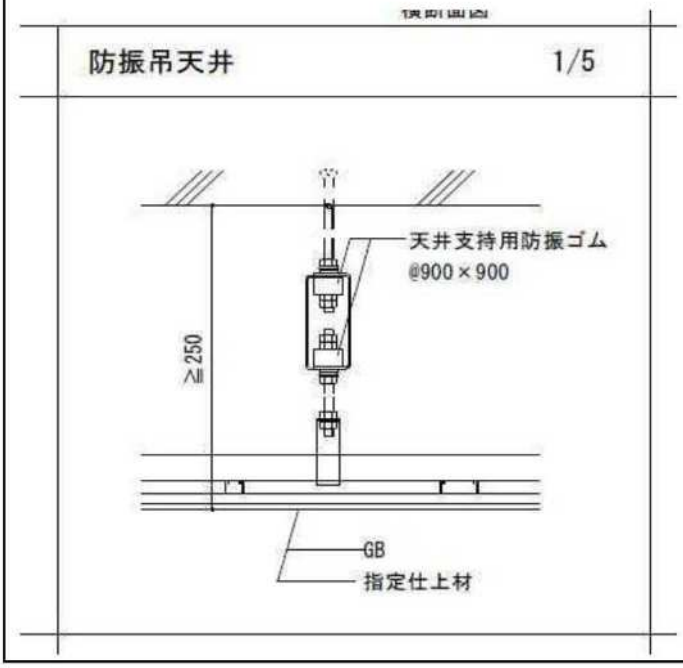
音楽ホール　吊天井　仕様

● 7．軽量鉄骨天井下地	● 野縁等の種類	（屋内）	● 19形	● 25形（ホール・アリーナ）
		（屋外）	○ 19形	● 25形
	・屋外の軒天井、ピロティ天井等の補強			
		○ 行う	○ 行わない	
	● 屋内の天井補強（耐震補強）			
		● 行う（補強箇所	●図示 ・	）
		（補強方法	●図示 ・	）
		○ 行わない		

室名 （*躯体字*：居室）	壁		廻縁	天井	
	下地	仕上		下地	仕上
利用方法（特筆内容）					
設計荷重N/m² ／ 採光面積					
NC値 ／ D値／L値					
客席・舞台	LGS(防振+GW)	下部：GBt15＋GBt15＋木練合板A（舞台正面共）	－	LGS(防振耐震+GW)	GBt15＋GBt15＋FGB＋EP

材料・工法	天井	化粧GB	化粧石膏ボード　特記無き限り t＝9.5	
		RB（-1）	岩綿吸音板　平板　t=12	日東紡：ソーラートン平板　同等品　※RB：特記無き限り1タイプとする。
		RB（直）	同上仕様の直張り	同上仕様
		RB-Ⅱ	岩綿吸音板　ストライプ　t=15	日東紡：ソーラートンキューブ15（ストライプ）同等品
				※カラー：特注色タイプとする。
		耐水RB	軒天用岩綿吸音板　平板　t=12	日東紡：ソーラートン軒天平板　同等品
		アルミスパンドレル	アルミスパンドレル（B-1仕上）	㈱ABC商会インタースパンドAC－20　同等品：同等品
		SB	無石綿ﾋﾞﾒﾄけい酸ｶﾙｼｳﾑ板　特記なき限り t=8.0	

有孔SB	有孔無石綿ﾋﾞﾒﾄけい酸ｶﾙｼｳﾑ板　特記なき限り t=12.0	中越ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ㈱：中越ﾗｯｸｽ有孔板：8Φ-@25同等品
SB	無石綿ﾋﾞﾒﾄけい酸ｶﾙｼｳﾑ板　特記なき限り t=12.0（天井：t=6.0）	タイプ2、0.8FK　中越ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ㈱：中越ﾗｯｸｽ同等品
FGB	無機繊維強化石こうボード　特記なき限り t=6.0	ｴｰｱﾝﾄﾞｴｰﾏﾃﾘｱﾙ㈱：エフジーボード同等品
化粧SB	無石綿化粧ケイ酸カルシウム板　t=6.0	大日本インキ化学工業㈱　ディックフネンSNA同
メラミン化粧合板	t=1.2	アイカ工業株式会社　アイカメラミン化粧版



←共通の仕様です。

別表１　基本計画業務委託の範囲

委　託　内　容		該当印	業　務　概　要
建築	敷地調査・測量等	○	（必要な場合）既存建物、工作物、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面作成
		○	（必要な場合）現状敷地の平面・高低、縦横断面等の調査・測量及び図面作成
		○	（必要な場合）真北測定
	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況調査
		○	関係法令の調査、関係官公署との協議、国庫補助条件に関する調査・協議
		○	事業所管局の要望及び施設利用条件の整理、全体スケジュール、仮設校舎建設の要否に関する検討・協議
		○	エコ改修の有効性（ＣＯ２排出量削減、省エネルギー、省資源、ＣＡＳＢＥＥ評定点数等）確保のための課題・条件整理
		○	上記要望、法令、条件等に基づくエコ改修内容・規模の検討
	計画・検討	○	計画の安全性、機能性、意匠、経済性、施工性、構造種別等の比較検討（複数案による検討）
		○	使用材料（性能、耐久性、意匠、実績、市場性）の比較検討（複数案による検討）
		○	（耐震性能に影響のある計画の場合）耐震検討
		－	周辺環境との調和、意匠に関する検討
		○	（必要な場合）計画通知、許認可を所管する処分庁が要求する説明資料の作成、事前協議手続
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	仮設計画（工期別に仮設計画が異なる場合は、工期別に作成する。）
		○	（必要な場合）日影図（付近現況図、等時間・時刻日影図、略立面図）
	配置計画の検討	―	（必要な場合）敷地利用計画
	基本計画説明書の作成	○	基本計画方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
		○	計画概要・基本計画図　等
	工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目毎の概算（工事費配分計画を含む。）
	関係法令の申請書の作成	―	データ共
	許認可関係	―	データ共
	透視図	―	Ａ３版（着色）　外観２面、内観２面　※（作成の要否については監督員との協議による）
電気・機械	敷地調査・測量等	○	【現況図】受変電設備、電灯設備（照明）、弱電設備（火災報知設備・誘導支援設備・テレビ共同受信設備・拡声設備等）の調査・図面作成（配置図・平面図・設置年表・受変電設備／分電盤調査） ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
		○	【現況図】空調換気・給排水衛生・給湯・消火・ガス設備の調査・図面作成（配置図・系統図・平面図・設置年表） ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議（電力・電話・ガス・上下水道） 関係法令の調査、関係官公署との協議・条件整理 施設管理者の要望、施設利用条件の整理
		○	エコ改修の有効性（ＣＯ２排出量削減、省エネルギー、省資源等）確保のための課題・条件整理
	計画・検討	○	設備方式の検討（比較検討を含む。） 技術資料の収集、使用機材の検討 計画数値の検討、主要機器の概算容量の算出
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	維持管理（ＬＣＣ、資格者、法定・自主点検等）の検討
		○	仮設計画（工期別、切回しを含む。）
	配置計画の検討	○	設備方式のフロー 設備スペース、主要機材の配置、主要機器の搬出入経路 他工事との調整
	基本計画説明書の作成	○	基本計画方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
		○	計画概要・基本計画図 等
	工事費概算書の作成	○	設備種目ごとの概算
その他	現行法令適合性の確認と提案（特に吊り天井について）	○	詳細は仕様書による

別表２　基本計画引渡し成果物

監督員と協議のうえ、複数の成果物をまとめることを可とする。

（建築、電気、機械）

該当印	名　　称	提出部数	備　　考
○	基本計画説明書	5	タイトル印刷付き製本、データ共
○	基本計画図書（計画図、検討書）	各８	データ共
○	〃　（改修項目一覧）		データ共
○	〃　（配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、面積表、屋外図、仮設計画図　ほか）		データ共
○	〃　（工事費概算書）		データ共
○	法令調査報告書	5	データ共、現行法令への適合性の確認も含む。
―	計画通知関連の事前協議書	必要数	
―	各種許認可申請書、届出書	必要数	データ共、控えは申請・届出前に提出
○	敷地・既存建築物調査報告書	5	現況図、現況写真、データ共
○	協議記録	5	
○	各種技術検討資料・記録	5	データ共
○	企画検討協議報告書	5	必要な場合
○	入札説明書（案）※設計施行一括発注方式を採用する場合	5	データ共
○	要求水準書（案）※設計施行一括発注方式を採用する場合	5	データ共
○	発注方式比較検討書	5	データ共

（建築のみ）

該当印	名　　称	提出部数	備　　考
○	構造計画検討書	5	データ共、構造計画の検討を行った場合のみ
―	日影図（基本計画レベルでの検討）	必要数	データ共、日影図の検討を行った場合のみ

※備考欄にデータ共の特記のあるものは、データ及び紙の出力の両方を提出する。

※すべての成果物は、原則としてＡ４版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付き）にて提出するものとする。ただし、一部Ａ３版とする場合は別途指示による。

※ＣＡＤデータは、オリジナルＣＡＤ、ＳＸＦ、ｊｗｗ及びＰＤＦとする。いずれの形式においても同等の出力ができるように、線の太さ等の設定を行うこと。